

令和5年第7回教育委員会定例会議事録

令和5年7月14日

東久留米市教育委員会

令和5年第7回教育委員会定例会

令和5年7月14日（金）午後9時32分開会

市役所7階 703会議室

議題

- 第1 議案第21号 東久留米市教育委員会における情報通信技術を活用した手続等の推進に関する規則の制定に係る臨時代理の承認について
- 第2 議案第22号 東久留米市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 第3 教育長報告
- ①「令和5年度（令和4年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」について
- ②令和5年第2回市議会定例会について
- 第4 教育委員報告
- ①市立中学校の運動会について
- ②ゼミ型研修「教育委員会における教育委員の役割と責務」について

出席者（5人）

教 育 長	片 柳 博 文
委 員	宮 下 英 雄
（教育長職務代理者）	
委 員	尾 関 謙一郎
委 員	細 田 初 雄
委 員	馬 場 そわか

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	小 堀 高 広
指 導 室 長	小 瀬 ますみ
教 育 総 務 課 長	田 中 徳 彦
学 務 課 長	田 口 純 也
生 涯 学 習 課 長	島 崎 修
図 書 館 長	島 崎 律 照
主幹・統括指導主事	森 山 健 史

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長 鳥 越 富 貴

傍聴者 なし

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前9時32分)

- 片柳教育長 これより令和5年第7回教育委員会定例会を開会します。
委員は全員出席ですので、会議は成立しています。
-

◎議事録署名委員の指名

- 片柳教育長 議事録の署名に入ります。本日の議事録の署名は細田委員にお願いします。
○細田教育委員 はい。
-

◎傍聴の許可

- 片柳教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。
○鳥越庶務係長 いらっしゃいません。
-

◎議事録の承認

- 片柳教育長 議事録の承認に入ります。6月1日に開催しました第6回定例会の議事録についてご確認をいただきました。特に訂正のご連絡はいただきませんでした。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、議事録は承認されました。

◎議案第21号、上程、説明、質疑、討論、採決

- 片柳教育長 日程第1、「議案第21号 東久留米市教育委員会における情報通信技術を活用した手続等の推進に関する規則の制定に係る臨時代理の承認について」を議題とします。
教育部長から説明をお願いします。

- 小堀教育部長 議案第21号は「東久留米市教育委員会における情報通信技術を活用した手続等の推進に関する規則の制定に係る臨時代理の承認について」です。

提案理由は「東久留米市教育委員会における情報通信技術を活用した手続等の推進に関する規則」の制定について教育長が臨時代理として決定したことを報告し、承認を求める必要があるためです。続けて、教育総務課長より補足説明があります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 田中教育総務課長 本件につきましては令和5年第2回市議会定例会において、情報通信技術を活用したオンライン化等のさらなる推進を図ることで、市民の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図ることを目的に「東久留米市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」の一部改正が行われました。併せて市長に係る「東久留米市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」が名称を「東久留米市情報通信技術を活用した手続等の通信に関する条例施行規則」に改め、内容も改正されました。

このことにより、これまで行政委員会全体を対象に制定されていた「行政委員会等に係る東久留米市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例施行規則」(平成16年規則第32号)が廃止されたため行政委員会ごとに規則を制定することになり、教育委員会におきましては、「東久留米市教育委員会における情報通信技術を活用した手続等の推進に関する規則」を制定するものです。

- 片柳教育長 説明が終わりました。ご質問はありますか。よろしいでしょうか。

○宮下教育委員 制定するに当たっての経緯等については文書でご説明いただきましたので、よく理解しています。その文書が手元にあるのですが、行政文書としてどうなのかなと思うところがあります。文章の真ん中に「規則等の制定については、本来、教育委員会に付議し」とあり、「及び条例の施行日が6月30日であることから、教育委員会を開催する暇（ひま）がないため、教育長の専決処分を行うものである。」とあります。この「暇（ひま）」というのはどういうことなのか。行政文書で「暇（ひま）」という言葉は使わないですよ。「緊急を要すること」とか「時間的余裕がないため」とかの言葉に置き換える必要があるのではないですか。こういうことについては、私たちよりも事務局の行政マンの皆さんの方がよくお分かりだろうと思います。いかがでしょうか。

○小堀教育部長 ご指摘をいただきましたこの漢字ですが「暇（ひま）」とも読めますので、そう読ませた場合は委員がおっしゃられたような解釈をされても致し方ないと思います。ただし、行政が使う場合には「暇（いとま）」と読ませることが通常で、時間がないというときに使用する一般的な行政用語であると事務局では理解をしています。しかし、そういった文言に市民の方を含め馴染みがない場合であれば、まさしく宮下委員がおっしゃられたような解釈をされても致し方ないとも受け止めました。

この用語を使った趣旨は今ほどご説明申し上げたとおりですが、以後はこのような場面があればご指摘も踏まえた対応を検討したいと思います。ご意見ありがとうございます。

○宮下教育委員 「暇（いとま）」と読ませる場合は、大体の場合、行政文書の中では平仮名を使っているかと思います。この漢字はあまり使わないのでは、と思いました。

○馬場教育委員 時間がなくて緊急で判断しなければいけない時は、私たちは教育長に判断を一任するつもりですし、そうお願いしたいと皆さんも考えていらっしゃると思います。しかし、実際に「暇（いとま）がない」ということであれば、私たちにその状況を伝えていただければ、もしかしたら集まることはできるかもしれないと思います。教育長や事務局が忙しい時は会議を開く時間が取れなくても仕方がないと思いますが、声をかけて集めてもらっても私は一向に構わないと思っています。

○片柳教育長 ただ今の馬場委員のご発言は、事務局としましても大変ありがたいことです。今後も緊急な案件などで臨時に会議を開催する必要があるらばご相談させていただくと思いますので、その節はよろしくお願いします。これより議案第21号の討論に入ります。いかがですか。

○宮下教育委員 討論省略。

○片柳教育長 討論省略と認めます。

以上で、議案第21号に係る討論を終わります。

これより採決に入ります。「議案第21号 東久留米市教育委員会における情報通信技術を活用した手続等の推進に関する規則の制定に係る教育長の臨時代理の承認について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって議案第21号は承認することに決しました。

◎議案第22号、上程、説明、質疑、討論、採決

○片柳教育長 日程第2、「議案第22号 東久留米市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○小堀教育部長 議案第22号は、「東久留米市文化財保護審議会委員の委嘱について」です。

提案理由は、委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱する必要があるためです。

続けて、生涯学習課長より補足の説明があります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 島崎生涯学習課長 「議案第22号 東久留米市文化財保護審議会委員の委嘱について」補足説明します。

文化財保護審議会は文化財保護法第190条第1項に基づき設置されており、その職務については、東久留米市文化財保護条例第38条において「審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存および活用に関する重要事項を調査審議しならびにこれらの事項について教育委員会に建議する。」と規定されています。一方、同条例第39条において「教育委員会は、市の文化財の指定およびその解除のほか、教育委員会が必要と認める事項について、文化財保護審議会に諮問しなければならない。」とされています。

審議会の委員については「10人以内で組織する」と規定され、学識経験者など「文化財に関し、広くかつ高い見識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。」ことが認められています。任期は2年と規定されており、現在の任期が令和5年8月5日までとなっていることに伴い、令和5年8月6日から令和7年8月5日までの2年間を任期として委嘱するものです。このたび上程しました文化財保護審議会委員の名簿（案）はお手元にご配付のとおりで、10名全員が再任となっています。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 片柳教育長 説明が終わりました。ご質問はありますか。——よろしいでしょうか。

以上で質疑を終わります。

これより議案第22号の討論に入りますが、いかがですか。

- 宮下教育委員 討論省略。

- 片柳教育長 討論省略と認めます。

以上で、議案第22号に係る討論を終わります。

これより採決に入ります。「議案第22号 東久留米市文化財保護審議会委員の委嘱について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって議案第22号は承認することに決しました。

◎教育長報告

- 片柳教育長 日程第3、教育長報告に入ります。「①令和5年度（令和4年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（案）」についてから説明をお願いします。教育総務課長、お願いします。

- 田中教育総務課長 「令和5年度（令和4年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（案）」の概要について説明します。

報告書（案）をご覧ください。本報告書は令和元年度から令和5年度までの5か年を計画期間とする「第2次東久留米市教育振興基本計画」を達成するために策定した令和4年度事業計画に掲げた85の事業を対象に教育委員会及び外部の有識者により点検評価を行うものです。

各年度の点検評価において、教育委員の皆様には報告書の素案段階の5月から所管課から個別の事業の実績や評価についてご説明を行い、その場でいただいたご意見や表現についてのご助言等も踏まえ修正を行ってきました。しかし、今年度は各所管課からの事前説明が間に合わず、教育委員の皆様には大変失礼をいたしました。この場をお借りしてお詫び申し上げ

げます。

今後の予定ですが、2名の有識者の評価も加え、最終的には来月8月の教育委員会に付議したいと考えています。それでは報告書(案)の構成からご説明します。

2ページをお開きください。2ページから3ページですが、こちらには85の対象事業の評価の内訳となっています。《取組状況の評価》は「達成」「前進」「進行中」「停滞」の4段階とし、《当該年度の目標達成度による自己評価》は5段階評価とし、《今後の方向》についても「拡充」「継続」「改善」「縮小」「終了」の5段階としています。

次に4ページ以降になります。4ページから12ページまでは施策体系に基づく85の対象事業の一覧です。各表の右縦軸は、有識者の評価項目で「○」印のある事業は有識者が第2次評価を行う事業となります。

13ページから96ページまでは個別の事業のシートを掲載しています。

97ページには6月23日開催の有識者に対する説明会について記載し、以降のページにつきましては調整中であるため省略しています。有識者の個別評価及び施策体系に沿った全体評価については、付議する際の報告書に追記していく予定です。

報告書(案)の説明は以上です。

○片柳教育長 説明が終わりましたが、よろしいでしょうか。

○宮下教育委員 97ページの「視察」のところの学校名で「小」が抜けていますね。

○片柳教育長 ありがとうございます。他にお気づきの点はありますか。

次回の定例会で改めてご提案させていただきますので、それまでに何かありましたら事務局にご連絡いただきますようお願いいたします。

続いて、教育長報告の「②令和5年第2回市議会定例会について」の説明をお願いします。

○小堀教育部長 それでは「令和5年第2回市議会定例会について」ご報告します。

お配りしている資料一式のうち、初めに「会議結果」の一覧をご覧ください。

本定例会に提出された議案は全24議案で、全ての議案が可決あるいは同意されています。なお、前回の会議でお伝えしたとおり、教育委員会に関連する議案はありませんでした。

次に一般質問です。通告のあった一般質問の内容は前回の会議でお伝えしています。本日は答弁概要をご用意していますので、これらの一般質問に対して市側がどのように答弁しているのかを追ってご覧いただければと思います。

続いての資料です。請願です。前回の会議では教育委員会に関係する5件の請願の件名だけをお伝えしていました。本日はこの請願付託表の後ろにそれぞれの請願書の写し付けています。これらは総務文教委員会で審査され、同委員会及び最終本会議のいずれにおいても不採択と決しています。本日は委員会における審査経過が分かる報告書をご用意していますので、こちらを追ってご覧いただければと思います。ご覧いただいた上で詳しい審議の経過、あるいは細部にわたる教育委員会の見解などお聞きになりたいことがあれば、ご遠慮なく担当課長までお問い合わせいただきたいと思います。以上雑駁ですが、議会報告とします。

○片柳教育長 説明が終わりました。何かご質問ありますか。——よろしいでしょうか。

◎教育委員報告

○片柳教育長 日程第4、教育委員報告に入ります。「①市立中学校の運動会について」、馬場委員からお願いします。

○馬場教育委員 中学校の運動会は6月6日に一斉に行われる予定でしたが大雨により延期になりましたので、各学校は火曜日または水曜日に実施していました。私は6月6日の火曜日

に、東中学校と大門中学校の運動会を見学しました。何より子どもたちが生き生きしていて、楽しそうでした。応援もコロナ前の活気があった時に戻ってきた感じでした。東中学校も大門中学校にも保護者がたくさん来ていて、一生懸命応援していました。体を密着したり、集まって行う競技も普通に行われていました。途中、熱中症ではないけれど倒れた生徒がいましたが、校長先生や養護の先生たちが迅速に対応されていて、安心して見ていられました。

全ての中学校の「学校だより」を読んだのですが、どこの中学校も保護者の方が多く来ていて「力を込めて演技していた」と、どこの「学校だより」にも書いてありました。中央中学校では「500人ぐらい保護者の方が来た」と書いてあり、久しぶりにコロナ明けの運動会を子どもたちも保護者も、そして先生方も楽しみにして、すごく盛り上がっていたんだなと思いました。さらに、その後に発行された「学校だより」を読むと、頑張った後で自分たちはその経験をどのように生かしていくのか、と書かれていた学校がありました。人間関係を上手につくろうとか、経験したことを自己有用感に持っていかうと書かれていたり、先生たちがいろいろな励ましの言葉を添えてくれているのがとてもよかったです。

- 片柳教育長 中学校の運動会は雨天延期になりましたが、馬場委員にはご多用のところ足を運んでいただき、感想も述べていただきありがとうございました。

続いて「②ゼミ型研修「教育委員会における教育委員の役割と責務」について」、馬場委員からお願いします。

- 馬場教育委員 この研修はこれまでも募集していたそうですが、今回初めてこのゼミ型形式の研修に参加させていただきました。「ゼミ型」といってもオンラインで、Zoomでグループに分かれて話し合ったりする形式でした。5月23日から7月5日までの間に2週間置きぐらいに1回2時間、全部で10時間です。毎回メンバーが一緒なので個人的にもみんなが親しくなり、自分のところの教育委員会について話をしたり、初めて教育委員になられた方たちも相談できるように親しくなれて、とてもいい交流ができました。

「教育委員の役割と責務」が私たちのメインの研修課題でしたが、「わが国の教育財政の概要」「教育委員会の職務権限」「学校が抱える喫緊の課題とその対応」「2030年以降の学校教育の姿」などのテーマで、実務的なことについても学びました。「今の課題と今後の教育の姿」について話し合いをしたのですが、講師である学芸大学の教授も八王子市の教育委員でいらして、私たちの質問や意見に対して答えてくれる形式で話し合いました。都内の自治体の教育委員もいれば沖縄県の教育委員の方もいて、それぞれ抱えている教育的課題は全く違っていました。例えば、沖縄でしたら基地の問題や外国籍の子どもたちへの指導や保護者に対する通訳の問題があったり、東京ですと私立の中学受験が8割を超えていて、公立中学校の存在意義について問われている実態があるそうです。東久留米市とは違った問題をそれぞれ持っていましたが、皆さんが真摯に向かい合っているのが印象的でした。共通していたのはいじめの問題や不登校、教員が不足しているということでした。先生たちは本当に多忙なのに、家庭で行うべきしつけまで学校ですべきだという家庭があり、「先生方にこんなに負担させていいのか。もっと給料を上げてあげたい」というのが、全会一致の意見でした。学校に行けない子どもが増えたり、依然、いじめも解消されませんが、ICT教育が進んできてオンラインデジタル事業によって学校へ行かなくても授業を受けられるなど、プラスになってきたこともたくさん出てきました。また、子どもたちのいじめに対する概念が浸透してきて、私たちが子どもの頃の30年前よりも、子どもも親も人権意識が高くなってきているのは間違いないという意見もありました。

私は教育委員としてできることは何だろうといつも思っていますが、実際に何かできるこ

とは少なく、それはゼミに参加した皆さんもそうおっしゃっていました。先生方に対しては時には厳しいことも言わなければいけない立場ですが、頑張っている先生たちを「応援しよう」という決意を確認するような感じでゼミが終わりました。

ここでは話しにくい実体験についてもたくさん話が出ましたが、「公の場で話さないように」と言われているので、私の中で落とし込んでフィードバックできたらと思っています。

この機会を与えていただき感謝しています。ありがとうございました。

○片柳教育長 ご報告ありがとうございました。他に委員の皆様から何かありますか。

○宮下教育委員 令和5年度の要覧についてです。去年は6月には既にもらっていました。もう1学期は終わってしまいますから、帰りにいただければありがたいのですが…。

また、昨年度には「なぜ表紙に部外秘がついたのか？」とこの場でお尋ねしました。今年はこれを取ったそうですが、理由は何ですか。

○小瀬指導室長 要覧の中に名簿が記載されており職員の名前までありましたので、そこを職名と連絡先のみ表記にし、個人名は代表者だけにしました。それ以外のところについては、例えば学校長などは既に公に名前を出していますので、あえて「部外秘」としていません。

○宮下教育委員 今のご説明は去年と全く違います。「職員の個人名が入っていたからそこだけ削除した」と…。でも去年はそのことが理由ではなかったです。この中に書いてある文章の中の一つが問題であるということでしたから、「それは違うでしょう」と私は言いました。そういう話を去年にしましたから、よく覚えています。「だから部外秘にした」と。しかし、冒頭の教育長の挨拶文には「～これを多く市民に～」とあります。今年はどう書いてあるのか分かりませんが、そう言っていて、さらに図書館や他のいろいろ所に置かれているにもかかわらず指導室長のそういう説明は違うのではないかと。

なので「今年は何が変わったのか」と伺っているんです。役所の組織図の個人名だけが入っていたからそこを削除するということですが、何か違う理由があるのでは。今までずっと「部外秘」ということはなかったもので、昨年度はすごく目立ちました。先ほど、点検評価報告書の有識者の説明会の記載のところで小学校の「小」が抜けた箇所がありましたが、それは小さいことだけど大きいことなんです。

長々お話ししましたが、令和5年度の要覧を早くいただきたいということです。東久留米の教育を語るときのベースになりますので、よろしくお願いします。

○小瀬指導室長 現在、誤字・脱字等を含め、昨年度から変わったところの最終点検をしています。時間がかかっていて申し訳ありません。でき次第お届けします。

○宮下教育委員 もう1年間の半分が終わってしまいます。

○片柳教育長 急がせますので、今しばらくお時間の猶予をいただければと思います。

○宮下教育委員 もうしばらくってどのぐらい分かりませんか。

○片柳教育長 できる限り早く。

○宮下教育委員 それ一冊あると、鞆の中にそれだけ持ってくればいいわけですのでよろしくお願いします。

◎閉会の宣告

○片柳教育長 以上をもちまして令和5年第7回教育委員会定例会を閉会します。

(閉会 午前10時08分)

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

令和5年8月24日

教育長 片柳博文（自書）

署名委員 細田初雄（自書）